

## 長崎市農業委員会 令和5年11月総会 議事録

- 1 日 時 令和5年11月27日(月) 14:40 開会  
15:45 閉会
- 2 会 場 長崎市男女共同参画推進センター(アマランス)研修室1・研修室2  
(長崎市魚の町5番1号)
- 3 役 員 会長 平尾 政博
- 4 出席農業委員(16名)  
井川 義英 池田 憲二 岩永 一也 岩本 隆 植田 正和  
尾崎 正孝 上川 満治 柴原 恵 野中 麻美 平尾 政博  
増田 茂 松尾 隆治 峰 忠幸 森山 安男 森保 欣也  
柳川 八百秀
- 5 欠席農業委員(3名)  
永岡亜也子 山口 眞佐栄 山崎 実男
- 6 出席推進委員(21名)  
今村 秀喜 城戸 利美 久保 正 田中 幹生 鶴田 安明  
中村 数昭 中山 辰也 野口 弘人 野口 洋太郎 野本 英世  
濱口 敏夫 濱口 雅洋 本田 雅博 松浦 行信 松本 貞幸  
松本 守 三浦 信男 村田美津枝 森内 悟己 山口 憲昭  
山下 和孝
- 7 欠席推進委員(3名)  
浦川 英敏 川添 孝則 熊本 昭憲
- 8 出席職員  
【農委事務局】 向井事務局局長 前田事務長 川本農政管理係長 木下農地係長  
赤池専門官
- 9 資 料 別添資料のとおり

○事務長 定刻となりましたので、ただ今から令和5年11月農業委員会総会を開会いたします。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいております。それでは、議事進行につきましては、長崎市農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長をお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、11月の農業委員会総会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は16名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことを御報告いたします。また、推進委員の出席は、21名です。報告は以上です。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。増田委員と松尾委員をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○増田委員・松尾委員（承諾）

○議長 ありがとうございます。それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方の御協力をお願いいたします。付議事項が5件ございます。まず初めに、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第1号議案1番について御説明いたします。議案書の1ページを御覧ください。本件は、東京都品川区の〇〇さんが所有する、手熊町の農地2筆948㎡について、手熊町の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が遠隔地居住により耕作管理ができないためであり、譲受人が自宅の近くで耕作管理しやすいためでございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。手熊浄水場の南側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数が、1人で200日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、2番の議案説明後、併せて御報告いたします。

続きまして、2番について御説明いたします。議案書は引き続き1ページを御覧ください。本件は、木鉢町の〇〇さんが所有する、小瀬戸町の農地1筆479㎡について、島原市有明町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたもの

でございます。申請理由といたしましては、譲渡人が農業経営の規模縮小のためであり、譲受人が農業経営の規模拡大のためでございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。小楸小学校の南東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数が、2人で545日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、森内推進委員から報告をお願いします。

**○森内推進委員** 1番と2番の現地調査について御報告いたします。11月15日に私と植田委員、事務局とで現地確認を行いました。1番は普通畑で露地野菜の栽培を予定しているとのことでした。2番は普通畑でレモン・オリーブの栽培を予定しているとのことでした。また、第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

**○農地係長** 続きまして、3番について御説明いたします。議案書の2ページを御覧ください。本件は、古賀町の〇〇さんが所有する、松原町と古賀町の農地4筆1,184.62㎡について、松原町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が農業経営の規模縮小のためであり、譲受人が農業経営の規模拡大のためでございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。古賀小学校の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数が、3人で420日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、松本推進委員から報告をお願いします。

**○松本推進委員** 現地調査について御報告いたします。11月15日に私と増田委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は普通畑で植木を栽培しています。また、第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

**○農地係長** 続きまして、4番について御説明いたします。議案書は、引き続き2ページを御覧ください。本件は、神奈川県川崎市の〇〇さんが所有する、現川町の農地1筆750㎡について、つつじが丘2丁目の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が遠隔地居住により耕作管理ができないためであり、譲受人が農業経営の規模拡大のためでございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。現川駅の北西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法

第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数が、4人で690日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、野口推進委員から報告をお願いします。

○野口推進委員 現地調査について御報告いたします。11月17日に私と池田委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は水稻を行う予定とのことでした。また、第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第1号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第1号議案について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第1号議案について、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案「農地法第4条第1項の規定による転用許可申請について」、ですが、初めに1番につきましては、第4号議案1番と関連がありますので、併せて審議いたします。それでは、議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第2号議案1番と第4号議案1番につきましては、同一の転用目的でありますので、併せて御説明いたします。議案書の3ページを御覧ください。第2号議案1番は、西海町の〇〇さんが所有する西海町の農地1筆について、農産物加工販売所設置の目的で申請が出されたものでございます。

続きまして、議案書の6ページを御覧ください。第4号議案1番は西海町の〇〇さんが所有する西海町の農地1筆について、西海町の〇〇さんが、農産物加工販売所への通路として利用する目的で申請が出されたものでございます。

申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。明誠高校の南東に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、水道管及び下水道管が埋設されている道路の沿道の区域内にあって、おおむね500m以内に明誠高校及び医療機関がある、第3種農地に該当するものと判断されます。次が、計画平面図でございます。赤枠で囲んだ部分が4条申請部分で、青枠で囲んだ部分が5条申請部分になります。4条部分に赤で着色

をした農産物加工販売所と6台分の駐車場を整備し、5条申請部分には青で着色した加工販売所から市道までの通路を整備します。4条部分の敷地につきましては0.85mの盛土を行うため、コンクリート擁壁により土砂の流失を防止します。また雨水排水につきましては、敷地内側溝から水路に放流し、汚水・生活雑排水は公共下水に放流します。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、11月16日に森山委員にお願いし、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第2号議案1番及び第4号議案1番についての説明がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第2号議案1番及び第4号議案1番について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案1番及び第4号議案1番について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第2号議案2番について、議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第2号議案2番について御説明いたします。議案書の3ページを御覧ください。本件は、長浦町の〇〇さんが所有する長浦町の農地2筆について、庭として使用する目的で申請が出されたものでございます。本件は昭和44年から既に庭として利用しており、追認許可申請となっております。なお、申請書受付前に県に確認した結果、追認許可相当との判断がなされております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。琴海地域センター長浦事務所の南側に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、おおむね300m以内に琴海地域センターがある、第3種農地に該当するものと判断されます。次が、計画平面図でございます。もともと、〇番〇、〇番〇、〇番〇は1筆の土地でしたが、青い部分の〇を里道として長崎市に寄付を行い、赤で着色した部分を庭として使用することとなっております。雨水排水につきましては、自然浸透及び自然流下により道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は、発生いたしません。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、久保推進委員から報告をお願いします。

○久保推進委員 現地調査について御報告いたします。11月16日に、私と平尾委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地周辺は、宅地化が進んでおり、隣接する農地はありません。また、昭和44年から庭として利用しておりますが、これまで何ら問題もなく、

転用については、特に問題ないことを確認しました。報告は以上です。

○議長 ありがとうございました。ただ今、第2号議案2番についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第2号議案2番について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第2号議案2番について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可後の変更承認申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第3号議案1番から4番につきましては、同一内容の変更承認申請になりますので、併せて説明いたします。議案書は、4ページと5ページになります。1番から4番までは、〇〇が九州新幹線西九州ルート of 建設工事に伴う湧水対策として恒久的な農業用施設設置のための、仮設ヤード・資機材置場・工事車輛待避所などの目的で、一時転用の申請がなされていた案件でございますが、この恒久的な農業用施設の設置工事につきましては、貯水槽周辺の外構工事が追加となり、契約工期が、令和5年12月31日から令和6年6月30日まで延長されます。これに伴いまして、仮設ヤードや資機材置場などの一時転用期間を令和5年12月31日から令和6年6月30日に延長する変更承認申請がなされたものでございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。長崎自動車道多良見ICの南東と北東に位置しております。次が、拡大したものになります。こちらが、1番から3番までを拡大した写真、次が、4番を拡大した写真になります。当該地は、農用区域内の農地であることから、長崎市に一時転用期間の延長についての意見を求めたところ、問題ないとの回答を得ております。次が、1番の利用計画図です。一時転用にかかる赤で囲んだ作業ヤード部分について、変更はございません。次が、現地の写真です。次が、2番の利用計画図になります。赤い部分の進入路及び青い部分の資機材及び表土仮置場について変更はございません。次が、現地の写真です。次が、3番の利用計画図になります。赤枠で囲んだ工事車輛の待避場所に変更はございません。次が、現地の写真です。最後が、4番の利用計画図でございます。赤枠で囲んだ資機材ヤードについて変更はありません。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、本田推進委員から、報告をお願いします。

○本田推進委員 1番から4番の現地調査について御報告いたします。11月15日に、私

と増田委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、湧水対策として、恒久的な農業用施設設置工事のための仮設ヤードや資材置場などの目的で、一時転用の申請が行われていた案件ですが、今回工事期間の延長に伴い、一時転用についても期間を延長するものです。現地は被害防除計画のとおり周辺農地への適切な対応がなされており、期間延長についても、特に問題ないと思われまます。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第3号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」2番以降の議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第4号議案2番について御説明いたします。議案書の6ページを御覧ください。本件は、現川町の〇〇さんが所有する現川町の農地2筆について、〇〇が九州新幹線西九州ルート of 建設工事に伴う湧水対策として、恒久湧水対策農業用施設を作成する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。現川駅の北西側に位置しております。次が、拡大したのになります。当該地は、農用区域内の農地であり、原則として転用できませんが、不許可の例外として、農業用施設であれば許可できることとなっております。次が、計画平面図でございます。赤で着色した部分が、転用を行う現川町〇番と〇番の一部です。青の部分が農業用受水槽の設置場所になります。次が、配置図及び断面図でございます。300tの受水槽を整備する計画となっております。雨水排水につきましては、敷地内に側溝を設置し道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、野口推進委員から報告をお願いします。

○野口推進委員 現地調査について御報告します。11月17日に私と池田委員、事務局とで現地確認を行いました。本申請は、トンネル工事により発生した湧水対策として、農業用水の貯水槽を設置しようとするものであり、地元の農業用水を確保するために必要な施設であります。また、申請地については、地元地権者からの了解や土地所有者の内諾を得られているほか、被害防除についても適切な計画が立てられており、転用については特に

問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、3番について御説明いたします。議案書は、引き続き6ページを御覧ください。本件は、蚊焼町の〇〇さんが所有する蚊焼町の農地1筆について、柳谷町の〇〇が住宅用地の目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。岳路グラウンドの西側に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、農用区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が、計画平面図でございます。赤で着色した部分が申請地で、宅地である〇と〇に挟まれた幅2.3mの敷地で、現状のまま庭として使用する計画となっております。雨水排水につきましては、自然浸透及び自然流下により処理し、汚水・生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、松本推進委員より報告をお願いします。

○松本委員 現地調査について御報告いたします。11月16日に私と森保委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、現状のまま庭の一部として転用を行うものですが、隣接する農地もなく、転用については、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上です。

○農地係長 続きまして、4番について御説明いたします。議案書は引き続き6ページを御覧ください。本件は、神戸市の〇〇さんが所有する上戸町4丁目の農地3筆について、神戸市の〇〇が貸駐車場を設置する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。戸町中学校の北西に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が、配置計画図でございます。赤枠の部分が申請地で、緑で着色した宅地部分と青で着色した市街化区域内の5条届出部分を併用した計画となっております。赤枠の申請地には、16台の駐車場を整備し、緑と青の併用地は通路として整備を行います。次が、断面図でございます。切土・盛土部分にはコンクリート擁壁を設置し、土砂の流失を防止します。雨水排水については、敷地内に側溝を設置し、道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、中村推進委員より報告をお願いします。

○中村推進委員 現地調査について御報告いたします。11月17日に私と柳川委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、貸駐車場として16台の駐車場へ転用を行うものですが、切土・盛土部分はコンクリート擁壁により土砂の流失を防止し、雨水排水は道路側溝に放流するなど、適切な被害防除計画も立てられており、転用については、特に問



題ないことを確認いたしました。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第4号議案2番から4番についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第4号議案2番から4番について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案2番から4番について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第5号議案「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による農用地利用集積計画の作成について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第5号議案1番について御説明いたします。議案書の7ページを御覧ください。1番は、弥生町の〇〇さんが所有する、飯香浦町の農地1筆1,477㎡について、飯香浦町の〇〇が、6年間の使用貸借により利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、1,477㎡となり、利用につきましては、花きの栽培を行っております。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。日吉自然の家の北東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、野口推進委員から報告をお願いします。

○野口推進委員 現地調査について御報告いたします。11月14日に私と峰委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の再設定を行うもので、利用については、花きの栽培を行っております。現地状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

○農地係長 続きまして、2番から4番につきましては、借受人が同一でありますので、併せて御説明いたします。議案書は引き続き、7ページを御覧ください。2番は、宮崎町の〇〇さんが所有する、宮崎町の農地1筆1,160㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆1,160㎡について、5年の賃貸借により、ダイヤランド3丁目の〇〇へ利用権の設定を行うものでございます。

続きまして、議案書の8ページを御覧ください。3番は、川原町の〇〇さんが所有する宮崎町の農地1筆1,463㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権

の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆1,463㎡について、5年の賃貸借により、ダイヤランド3丁目の〇〇へ利用権の設定を行うものでございます。

続きまして、4番は、山口県周南市の〇〇さんが所有する宮崎町の農地1筆3,028㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆3,028㎡について、5年の賃貸借により、ダイヤランド3丁目の〇〇へ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、5,651㎡となり、利用につきましては、露地野菜と牧草の栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。川原大池の北西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、松浦推進委員から報告をお願いします。

**○松浦推進委員** 2番から4番の現地調査について御報告いたします。11月16日に私と森保委員、事務局とで現地確認を行いました。2番から4番は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、露地野菜と牧草の栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

**○農地係長** 続きまして、5番について御説明いたします。議案書の9ページを御覧ください。本件は、諫早市の〇〇さんが所有する、琴海形上町の農地2筆4,027㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地2筆4,027㎡について、20年の賃貸借により、琴海形上町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、7,617㎡となり、利用につきましてはイチゴの栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。形上小学校の南西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、田中推進委員から報告をお願いします。

**○田中推進委員** 現地調査について御報告いたします。9月15日に私と野中委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、イチゴの栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

**○農地係長** 続きまして、6番について御説明いたします。議案書は、引き続き9ページを御覧ください。本件は、大崎町の〇〇さんが所有する、宮摺町と大崎町の農地4筆3,303㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地4筆3,303㎡について、10年の使用貸借により、大崎町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、9,641㎡となり、利用につきましては、ビワの栽培を行っ

ております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。宮摺海水浴場の南西に位置しております。次が、拡大したものになります。拡大した写真が、もう1枚ございます。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、濱口推進委員から報告をお願いします。

○濱口推進委員 現地調査について御報告いたします。11月14日に私と山崎委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、ビワとミカンの栽培を行っております。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第5号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

○森内推進委員 お尋ねします。6番の〇〇さんなんですが、前回は夫婦でされているものがありましたけれども、〇〇さんですね、親子じゃないかと思うんですけれども、親族の間で、所有権移転、貸借をする必要があるんでしょうか。

○農地係長 〇〇さんと〇〇さんは、親子になりますが、今回、所有権移転をするわけではなくて、利用権の設定で、使用貸借をするということです。

○森内推進委員 親族で使用貸借をする必要があるんでしょうか。

○農地係長 〇〇さんの補助事業の関係で、一定面積以上の農地を耕作していないと、補助の要件に該当しないとかいう要件があったらしくて、今回は、〇〇さんの名義になっている農地を、〇〇さんが、利用権の設定をして耕作面積に入れるための申請が行われています。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第5号議案について、計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第5号議案について、計画相当と認めることに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「令和5年度農地等利用

最適化推進施策に関する意見書の提出について」事務局から報告をお願いします。

○川本係長 それでは、報告事項1について、口頭にて報告させていただきます。11月21日曜日16時30分から、市役所8階の第2応接室において、農業委員会から運営委員7名に御出席いただき、平尾会長から鈴木市長に意見書を提出いたしました。市長からは、内容を真摯に受け止め、積極的に取り組んでいきたいとの言葉をいただいております。

また、出席した委員からの意見として、井川委員から、はばたき農園を事例として、各学校等における体験農業の推進について、山口会長職務代理者からどうして農業者が増えないのか、補足して、平尾会長から所得をあげるため、新規作物の研究を行っていただきたいとの意見がだされております。

なお、今回提出しました意見書に対する正式な回答につきましては、来月12月の総会の時に関係機関に出席いただき、回答をいただく予定としております。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項2「遊休農地対策検討委員会について」、ですが、本来は、委員長から報告をお願いするところですが、本日欠席されておりますので、代理として事務局から、報告をお願いします。

○事務長 それでは、本日午後1時30分から開催しました、第2回遊休農地対策検討委員会について御報告させていただきます。本日の出席者は、委員11名のうち9名で会議は成立しております。議題としまして、1、委員長の互選について、2、令和5年度農地利用状況調査結果について、3、令和6年度農地利用状況調査について、協議をしていただきました。まず、委員長の互選についてですが、本日欠席の山崎委員が推薦を受けまして、すぐに事務局で確認を取ったところ承諾いただけましたので、全員一致で委員長に決定しました。次に、委員長職務代理者についてですが、委員長が欠席のため、後日、指名していただくこととしております。

次に、令和5年度の農地利用状況調査の結果の報告を受け、今年度の調査方法等について協議していただきました。農地の利用状況調査は、大変な作業となりますが、今後とも皆様の御協力をよろしく願いいたします。詳しくは、農地係長が、説明いたしますのでよろしく願いします。以上、簡単ですが報告を終わらせていただきます。

○農地係長 それでは、資料に基づき、事務局から御説明いたします。資料を御覧ください。令和5年度農地利用状況調査結果につきましては、各地区の農業委員さん及び推進委員さんが、6月末までに利用状況調査を行っていただいた結果をもとに作成しておりますが、令和3年度より国への報告は3月31日現在で報告するようになっておりますので、今回は11月1日現在の速報値として報告いたします。

それでは、資料2ページを御覧ください。令和5年度農地利用状況調査結果でございます。表の最下段の左端に、全体の集計を掲載しております。調査対象となった農地が、長崎市全体で135,505筆、約5,221haでございます。このうち表①の耕作中の農地は、市域

全体で 54,726 筆・約 2,419ha で対象面積に対し 46%の面積となっております。次に、表②の遊休農地の A 分類は、7,495 筆・約 310ha で対象面積に対し 6%の面積、表③の遊休農地の B 分類は、73,284 筆・約 2,491ha で対象面積に対し 48%の面積となっております。それぞれの地区の状況につきましては、後ほど御確認いただければと思います。

次に、3 ページに過去 5 年間の比較表を、また 4 ページから 6 ページには、過去 5 年間の数値をそれぞれの地区ごとにグラフ化したものを掲載していますので、こちらも後ほど御確認ください。令和 5 年度農地利用状況調査結果につきましては、以上でございます。

続きまして、令和 6 年度農地利用状況調査について、でございます。資料の 7 ページを御覧ください。まず、1 の目的といたしましては、農地法第 30 条第 1 項にある「農業委員会は、毎年 1 回、その区域内にある農地の利用状況についての調査を行わなければならない」の規定に基づきまして、長崎市内にある全ての農地の利用状況について調査を実施します。調査の結果、遊休農地 A 分類の所有者等に対しては、利用意向調査を実施し、その意向を踏まえ、農地中間管理機構への貸付やその他の方法による農地のあっせんなど、農地の利用調整と有効利用を図ります。また、B 分類と判断された農地につきましては、非農地判断の対象となり、非農地通知の手続きを進めてまいります。次に 2 の実施体制ですが、各地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆さんが協力して行っていただくこととなります。

次に、3 の調査方法ですが、農地地図などにより農地を特定し、その利用状況を農地利用状況調査野帳に記入していきます。それでは、資料の 10 ページを御覧ください。野帳の記入例を掲載しております。主な記入内容としては、まず、中ほどにございます調査日を記入します。次に、調査結果は、耕作中、A 分類、B 分類、その他とし、1 筆ごとに調査結果の欄の該当箇所を丸で囲みます。違反転用が疑われる場合は、他を丸で囲んでいただき、具体的な内容を備考欄に記入してください。なお、参考までに過去 2 年間の調査結果を、R04・R05 の欄に表示をしております。次に、新たに発生した A 分類につきましては、発生場所を記入していただきます。発生場所は山間部・平地・山麓・崖地の 4 分類になりますが、難しく考える必要はありませんので、山間部か平地とその間であれば山麓といった程度でかまいません。なお、農地中間管理事業における利用状況報告が廃止され、農業委員会が行う農地利用状況調査により農地の現状を確認することになっておりますので、表の中ほどにある中間管理の欄に丸印の付いている農地につきましては優先的に調査をお願いします。また山林化し、非農地判断を行った農地につきましては、調査結果の欄に非農地通知済と表示しておりますので、調査の必要はございません。

それでは、資料の 9 ページにお戻りください。5 の調査結果報告ですが、本日お配りしました農地利用状況調査野帳により調査を実施していただき、翌年 6 月に回収させていただきたいと思っております。この調査結果をもとに、11 月時点での利用状況調査表を作成します。この利用状況調査の結果をもとに利用意向調査を実施し、意向調査の結果と遊休農地に対する措置状況を 3 月末に県に報告することとなります。また、意向調査の結果と遊休農地に対する措置状況につきましては、遊休農地を 1 筆ごとに管理し、A 分類は意向調査の結果により農地法に基づいた処理の内容を、B 分類は、非農地判断に至るまでの経過を報告す

ることになります。

次に、11ページをから13ページにかけては、利用状況調査の流れや遊休農地の区分、事例等を掲載しております。11ページを御覧ください。利用状況調査の結果、A分類については、利用意向調査へ進み、B分類につきましては、非農地判断を行い、非農地通知の手続きを行ってまいります。次に12ページから13ページには、A分類、B分類の区分の説明を掲載しておりますので、後程御確認ください。14ページの事例①は、耕作中の事例の写真です。雑草を除草すれば耕作可能と判断して、耕作中とします。15ページの事例②は、A分類の事例の写真です。トラクターや耕運機などによる復旧により、農地としての利用が可能と判断し、A分類とします。16ページの事例③は、B分類の事例の写真です。長期間放置され樹木が繁茂していることから、通常の機械では再生困難と判断し、B分類と判定します。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について皆様から何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、報告事項3「事務局長専決事項の報告について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、報告事項3について御報告いたします。報告事項の資料の1ページを御覧ください。農地法第4条第1項第7号の市街化区域内の転用の届出が、4件提出されました。続きまして、資料の2ページを御覧ください。農地法第5条第1項第6号の市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出が、2件提出されました。合計6件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 続きまして、報告事項4「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、11月10日に開催されました。資料は、3ページと4ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料を御確認ください。報告は以上です。

続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項1「令和5年度農業委員会視察研修について」事務局から説明をお願いいたします。

○川本係長 — 視察研修の日程等の説明 —

○議長 ありがとうございます。この件について皆様から御意見、御質問等ございませんか。

---

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他の事項2「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」及びその他の事項3「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出について」事務局から説明をお願いいたします

○川本係長 資料の3ページを御覧ください。その他の事項2について、御説明させていただきます。令和5年度の目標部数は120部となっております。先月の報告以降、新規申し込み及び中止の連絡がそれぞれ1件ずつありましたので、増減に変更はなく、現在の購読部数は、113部となっております。目標達成に向けて御協力いただきますよう、よろしく申し上げます。なお、長崎県農業会議が設定している委員全員購読につきましては、委員皆さまの御協力のおかげで達成することができております。ありがとうございました。

続きまして、その他の事項3について御説明いたします。資料の4ページ及び5ページに、令和5年度下半期の活動記録集計表を掲載しております。御自身の把握している活動日数を確認していただき、相違がある場合や、右の方に年間の集計を記載しておりますので、上半期の集計表を確認したい場合は、後ほど事務局まで御連絡ください。なお、表の右の年間平均の欄ですが、4月からの平均日数を記載しておりますが、7月から委員となられた皆さんの分も、4月から6月までを含めた平均になっております。7月からの正確な平均日数を確認したい場合は、今回であれば、総活動日数を7月からの4か月で割っていただければ御確認いただけたと思いますので、よろしく申し上げます。その他の事項2及び3についての説明は以上です。

○議長 ありがとうございました。この件について、皆さんから何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他に皆様方から何か御意見・御質問・御報告等ございませんか。何でも結構です。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、最後にその他の事項4「令和5年12月、令和6年1月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○川本係長 — 行事日程のお知らせ —

---

○議長 他にございませんか。なければ、これで11月の農業委員会総会を終了させていただきます。長時間御苦労さまでした。